

# 現行の食料自給率目標等の検証②

平成26年4月

農林水産省

## 目次

更なる検証の方向（第3回企画部会資料）	1
食料自給率目標等の検証②	2
カロリーベースの食料自給率の近年における変動要因	27
今後の食料消費の動向	28
食料自給率目標等の検証結果のまとめ	33
農地面積の見通しの検証	34

# 農地面積の見通しの検証

## 農地面積の推移とその要因

○ 農地面積については、平成24年は455万haとなっており、年平均約1.2万haの減少抑制効果は見られるものの、緩やかな減少傾向が継続し、平成32年に食料自給率50%を達成するための基礎とした461万haからは徐々に乖離してきている状況。

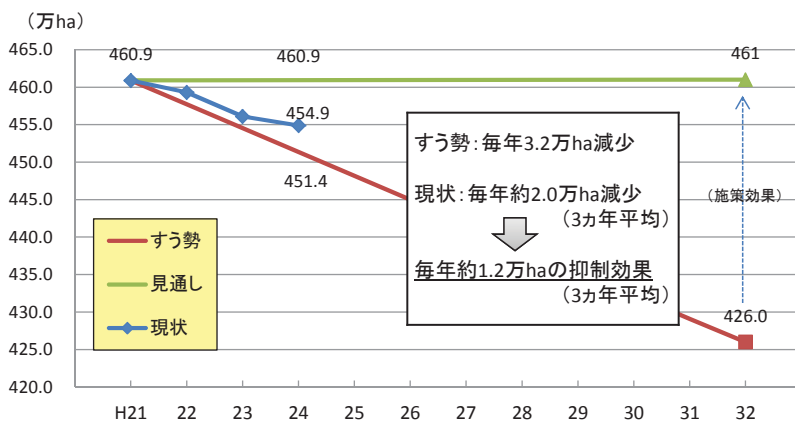
### ○農地面積の推移

(単位: 万ha)

	H21 [基準]	H22	H23	H24	H32 [見通し]
農地面積(万ha)	460.9	459.3	456.1	454.9	461
対前年減少率(%)	—	▲0.3	▲0.7※	▲0.3	

※平成23年は東日本大震災等による自然災害で約1.7万haかい廃  
資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

### ○農地面積の進捗状況



### 農地の見直しと確保

- 平成32年における農地面積の見込み
- これまでのすう勢を踏まえ、優良農地の転用抑制や耕作放棄地の発生抑制・再生等の効果を織り込んで、農地面積の見込みを推計

平成21年現在の農地面積 **461万ha**

すう勢	平成32年までの農地の増減	施策効果	平成32年までの農地の増減
農地の転用	△1.4万ha	優良農地の転用の抑制等	+5万ha
耕作放棄地の発生	△2.1万ha	耕作放棄地の発生抑制	+1.8万ha
		荒廃した耕作放棄地の再生	+1.2万ha

これまでのすう勢が今後も継続した場合の平成32年時点の農地面積 **426万ha (すう勢)**

平成32年時点で確保される農地面積 **461万ha**

## 農地面積の見通しの検証

- 平成32年までに施策効果が均等に発生すると仮定した場合の農地面積見通し(年平均の増減値)と平成21~24年の実績(同)とを比較すると、
  - ・ 優良農地の転用の抑制等の効果については、見通しでは約0.8万haの農地面積の減少、実績では約0.9万haの減少となっており、見通しとほぼ同程度で推移。
  - ・ 耕作放棄地の発生抑制の効果については、見通しでは年平均約0.3万haの荒廃農地の発生、実績では約0.8万haの発生となっており、見通しから徐々に乖離。
  - ・ 荒廃した耕作放棄地の再生については、見通しでは年平均約1.1万haの再生、実績では年平均約0.2万haの再生となっており、見通しから大きく乖離。

### ○農地の見通しと現状

単位: 万ha

基本計画における農地の見通し(H32)			H21~H24(3年間)の実績				農地の見通しと実績との差	
			年平均 (a)	H21~H24 の想定面積 (b)	年平均 (c)	H21~H24 の実績 (d)	年平均 (e)	(f)
<b>平成21年 460.9</b>				(b)=(a)×3年	(c)=(d)/3年		(e)=(a)-(c)	(f)=(b)-(d)
優良農地の転用の抑制等	(すう勢)	▲14						
	(施策効果)	+5	▲0.8	▲2.5	▲0.9	▲2.8	▲0.1	▲0.3
	(すう勢)+(施策効果)	▲9						
耕作放棄地の発生抑制	(すう勢)	▲21						
	(施策効果)	+18	▲0.3	▲0.8	▲0.8	▲2.3	▲0.5	▲1.5
	(すう勢)+(施策効果)	▲3						
荒廃した耕作放棄地の再生	(施策効果)	+12	+1.1	+3.3	+0.2	+0.5	▲0.9	▲2.8
自然災害 (東日本大震災等)						▲1.8		▲1.8
復旧						+0.4		+0.4
合計	(すう勢)	▲35						
	(施策効果)	+35	0	0	-	▲6.0	-	▲6.0
	(すう勢)+(施策効果)	0						
<b>平成32年 461</b>								

注1) 平成32年の農地面積の見込み461万haを計画期間(H21~32年の11年間)ですう勢及び施策効果が均等に発生すると仮定した場合  
 注2) 四捨五入の関係で一致しない場合がある。  
 資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

## ①優良農地の転用の抑制等

### 見通しの内容

- すう勢では、平成32年までに農地転用により約14万ha減少。
- 計画期間内の施策効果として、平成21年の農地法等の改正による農地の転用規制の厳格化等により約5万haを抑制。
- すう勢及び施策効果を踏まえ、基準年(平成21年)から約9万ha減少(約14万haー約5万ha)すると見通したところ。

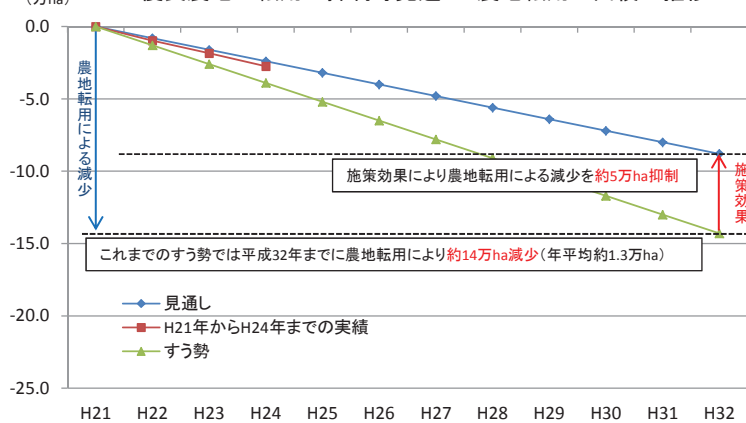
#### (主な農地法等の改正内容)

- ・ 優良農地(第1種農地)の集団性基準の見直し(おおむね20ha→おおむね10ha)
- ・ 学校、病院等の公共施設の農地転用に係る法定協議制の導入
- ・ 農用地区域への編入する集団性基準(20ha→10ha)、農用地区域からの除外要件の見直し

### 検証と今後の課題

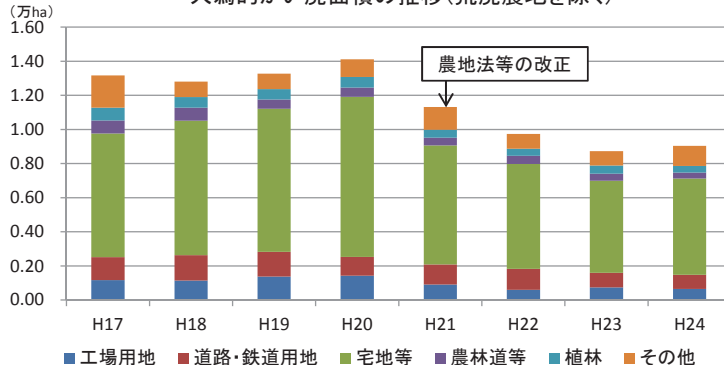
- 見通しでは農地転用により年平均約0.8万haの農地面積の減少、実績では年平均約0.9万haの減少となっており、見通しとほぼ同程度で推移。
- 農地転用規制の厳格化等により農地転用面積は減少してきているものの、住宅、工場等への転用需要は一定程度存在。
- 今後とも、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正な運用が必要。

優良農地の転用の抑制等見通しと農地転用の面積の推移



資料: 「耕地及び作付面積統計」を基に農村振興局で作成

人為的にかい廃面積の推移(荒廃農地を除く)



資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

## ②耕作放棄地の発生抑制

### 見通しの内容

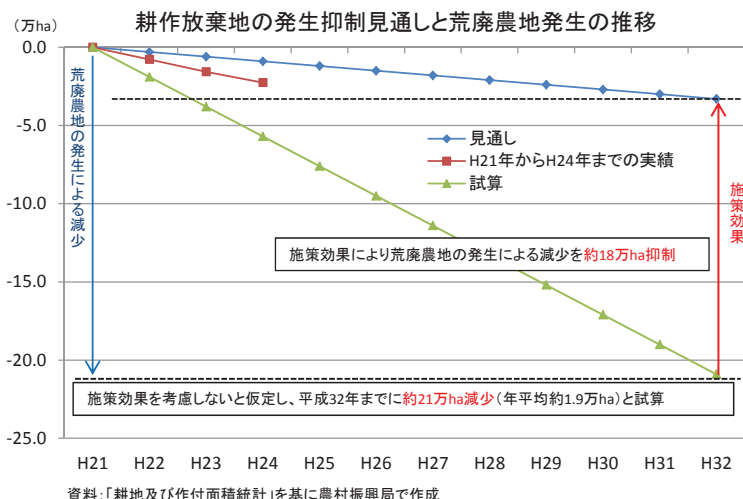
- 平成32年までに中山間地域等直接支払制度等の効果を考慮しないと仮定し試算した場合、**荒廃農地の発生により約21万ha減少**。
- 計画期間内の施策効果として、中山間地域直接支払制度等の施策による耕作放棄地の発生抑制により**約18万haを抑制**。
- すう勢及び施策効果を踏まえ、基準年(平成21年)から**約3万ha減少**(約21万haー約18万ha)すると見通したところ。

#### (主な施策等)

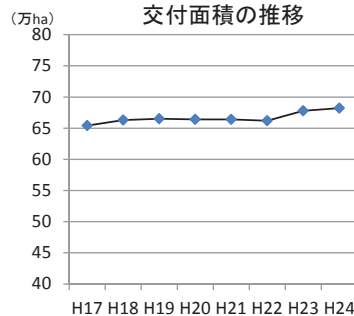
- ・ 戸別所得補償制度の導入による耕作放棄地の発生の抑制
- ・ 農地法に基づく遊休農地対策の強化による耕作放棄地の発生の抑制
- ・ 中山間地域等直払制度等による耕作放棄地の発生の抑制

### 検証と今後の課題

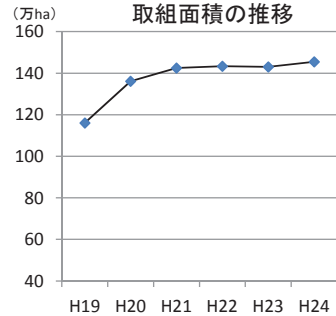
- 見通しでは年平均約0.3万haの荒廃農地の発生、実績では年平均約0.8万haの発生となっており、見通しから徐々に乖離。
- 中山間地域等直接支払制度等による**取組面積は、緩やかな増加傾向**にあり、発生抑制に**一定の寄与**。
- 耕作放棄地の発生防止や荒廃した耕作放棄地の再生の取組も行われているが、**高齢化の進行等により荒廃農地の発生が続いている状況**。
- 今後は、**農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化、荒廃農地の発生防止・解消を強化**するとともに、水田フル活用等による生産振興を進め、農地面積の確保を図る必要。



### 中山間地域等直接支払制度の交付面積の推移



### 農地・水保管理支払制度の取組面積の推移



37

## ③荒廃した耕作放棄地の再生

### 見通しの内容

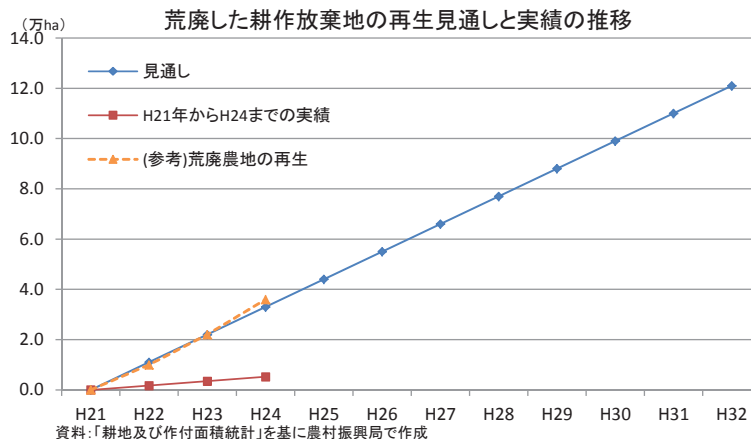
- 荒廃した耕作放棄地の再生の施策効果として、草刈り、抜根、整地等又は基盤整備により耕作可能となる農地について、基準年(平成21年)から**約12万haの再生**を見込んだところ。

#### (主な施策等)

- ・ 耕作放棄地再生利用緊急対策等による荒廃農地の再生
- ・ 地方公共団体等による再生の取組 等

### 検証と今後の課題

- 「耕地及び作付面積統計」に基づく**開墾面積**は年平均約0.2万haとなっており、**見通しからは大きく乖離**。
- 一方、市町村及び農業委員会の現地調査(荒廃農地の発生・解消状況に関する調査)によれば、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金及び地方公共団体の支援に加え農業者による自主的な取組により年平均約1.2万haの**再生**が行われているところ。
- 耕地及び作付面積統計による開墾面積と市町村及び農業委員会の現地調査による再生面積の違いは、調査手法の違いのほか、耕起・作付けの有無による開墾・再生のカウントの仕方の相違が主な要因。
- 農地中間管理機構と連携し、耕作放棄地再生利用緊急交付金等の施策を推進することにより、**荒廃した耕作放棄地の再生の取組を強化する必要**。



### 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査

	荒廃農地面積計	再生利用が可能な荒廃農地	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	(参考値)再生利用された面積
H20	28.4	14.9	13.5	-
H21	28.7	15.1	13.7	0.6
H22	29.2	14.8	14.4	1.0
H23	27.8	14.8	13.0	1.2
H24	27.2	14.7	12.5	1.4

資料:農林水産省農村振興局

- 注: 1 「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」。
- 2 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」。
- 3 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」。
- 4 「再生利用された面積」とは、前年の現地調査で荒廃農地と区分された農地のうち、当該年の現地調査までの間に営農再開、基盤整備後営農再開予定及び保全管理により解消された農地。

38